

にぎわい里山づくり団体 認定申請の方へ

にぎわい里山づくり団体の認定は、
東近江市にぎわい里山づくり条例 第8条第1項に定められた制度です。

- 東近江市にぎわい里山づくり条例に定める**里山づくりの基本方針**（下記参照）にのっとって里山づくりをしていただける団体が対象です。また、認定には条件があります（裏面の東近江市にぎわい里山づくり条例施行規則 第3条をご覧ください）
- にぎわい里山づくりに認定されると、
にぎわい里山づくり団体支援交付金（初年度10万円、2～5年目は毎年5万円）を申請できます。
- 認定の申請は、以前から里山保全活動をしている団体はもちろん、現在は里山保全活動をしていないがこれから活動予定があるという団体でも、申請していただくことができます。
- 申請にあたっては、**活動場所の地図**を忘れずに添付してください。
- 認定された団体には、認定通知書を送付いたします。

里山づくりの基本方針（条例第3条）

- (1) 生物多様性の保全及び健全な里山の存続に配慮することで、里山が人々へ様々な恵みをもたらし、土、水及び空気の保全を始めとした多面的な機能を有するようにする。
- (2) 市民が、里山を身近な自然として親しむことができるようにするとともに、里山を利用した環境学習及び体験学習を推進し、里山に対する認識を深められるようにする。
- (3) 里山との関わりの中で育まれてきた優れた知恵、技、文化及び伝統を、人と自然とのつきあいが生み出した財産として、次代に継承する。
- (4) 里山の景観が、風土に培われたなじみ深い風景となるようにするとともに、これを地域景観として将来に引き継ぐこととする。
- (5) 里山保全活動によって生じる里山の資源を、農業を始めとした産業又は日常の暮らしの中で積極的に利用し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与する。
- (6) 市民自らが里山に主体的かつ持続的に関わることで、暮らしと結びついた里山となるようにする。
- (7) 市民が里山保全活動に参加する中で、楽しみながら、人と人との交流を深め、健康づくりを進め、地域の自然をよりよく知ることによって、元気な人が生まれ、よりよいまちづくりにつながるようにする。

にぎわい里山づくり団体 認定の条件

(東近江市にぎわい里山づくり条例施行規則 第3条)

- (1) 5人以上の者(同居の親族を除く。)で構成され、代表者を置くこと。
- (2) 構成員のうち他の認定団体に所属する者が半数以下であること。ただし、構成員が5人の場合は、全員が他の認定団体に所属しない者であること。
- (3) 年間6回以上の里山保全活動を実施し、又は実施を予定していること。
- (4) おおむね1,000平方メートル以上の里山で活動し、又は活動を予定していること。ただし、この規則の施行日前から里山保全活動を行っている団体は、この限りでない。
- (5) 市民に開かれた活動を行うとともに、活動場所に市長又は市長の命を受けた者が立ち入ることを拒まないこと。

にぎわい里山づくり団体
認定申請書

年 月 日

東近江市長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名 印

電話番号

にぎわい里山づくり団体の認定を受けたいので、東近江市にぎわい里山づくり条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 団体設置年月日

年 月 日

2 団体人員数

人

(人員の氏名及び住所(市町村名のみで可)を記した名簿を添付してください。ただし、会員制をとっていない団体にあつては、活動に参加する人員数を記載するとともに、ほぼ毎回活動に参加する5人以上の人員の氏名及び住所(市町村名のみで可)を記した名簿を添付してください。)

3 主な里山保全活動の場所及び面積

場所：東近江市 町 番 (地番が複数に及ぶ場合は、列挙するか、
丁目 代表地番を記載してください。)

面積：約 m² (活動場所の地図を添付してください。)

4 上記活動場所の土地所有者等氏名

(土地所有者等が複数の場合は、別に土地所有者等一覧を添付してください。)

5 定例とする活動日及び年間活動日数(例：毎月第1土曜日、年間12日)

